

第2節 入院基本料等加算

A200 総合入院体制加算（1日につき）

【項目の見直し】

120点

- | | | |
|---|------------|------|
| 1 | 総合入院体制加算 1 | 240点 |
| 2 | 総合入院体制加算 2 | 120点 |

【注の見直し】

注 急性期医療を提供する体制、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、総合入院体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

注 急性期医療を提供する体制、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、総合入院体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

A205 救急医療管理加算（1日につき）

【項目の見直し】

800点

- | | | |
|---|------------|------|
| 1 | 救急医療管理加算 1 | 800点 |
| 2 | 救急医療管理加算 2 | 400点 |